

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成29年4月17日 14時00分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾鷲港内 尾鷲港第2防波堤灯台から真方位241°70m付近 (概位 北緯34°04.3′ 東経136°12.3′)
事故の概要	貨物船第十八三幸丸は、錨泊中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成29年4月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八三幸丸、402トン
船舶番号、船舶所有者等	131511、有限会社三幸海運
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、錨泊中、機関長が、機関室のビルジが異常に増加していたので調査したところ、同室の船尾ビルジ溜まりから海水が噴出しているのを視認したので、すぐに尾鷲港に着岸した。</p> <p>本船は、ダイバーが点検したところ、船尾部船底外板（機関室船尾部ビルジ溜まりの底部）が腐食して直径約20mmの破口を生じていた。</p> <p>本船は、本事故当時、ビルジ高位検出器を設置していたが、同検出器のフロートスイッチが接触不良であったので、ビルジの高位警報が鳴らなかった。</p> <p>本船は、平成3年7月に建造された。</p>
分析	<p>本船は、錨泊中、船尾部船底外板に破口を生じたことから、同破口から海水が流入して機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾部船底外板が経年使用による腐食の進展などで破口を生じたものと考えられるが、破口を生じるまでの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、錨泊中、船尾部船底外板に破口を生じたため、同破口から海水が流入して機関室に浸水したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にビルジ溜まり等の掃除を行い、その際に、船底外板の点

検も併せて行うこと。

- ・ビルジ高位検出器は、定期的に作動確認を行い、不備がある場合は、整備して常時作動するようにしておくことが望ましい。